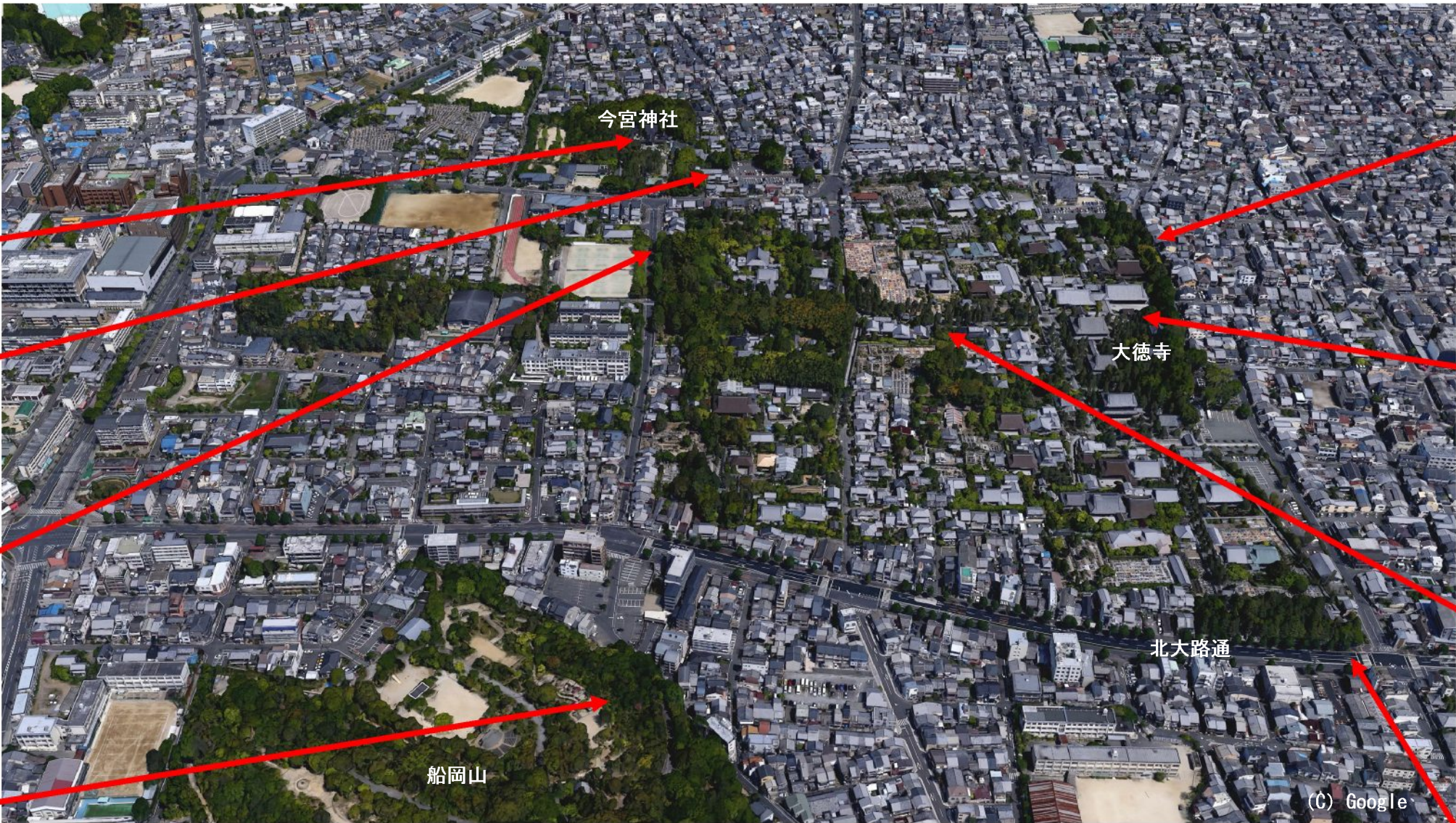


大徳寺エリア

■資料構成	
（１）表紙	----- 大徳寺－ 1
（２）航空写真	----- 大徳寺－ 2
（３）エリアの概況	----- 大徳寺－ 3
（４）用途地域・高度地区の指定の状況	----- 大徳寺－ 4
（５）景観地区・風致地区の指定の状況	----- 大徳寺－ 5
（６）眺望景観保全地域の指定の状況	----- 大徳寺－ 6
（７） 1 大徳寺及び今宮神社	----- 大徳寺－ 7
（８） 2 境内の通りと参道	----- 大徳寺－ 8
（９） 3 周辺の通り	----- 大徳寺－ 9
（10） 4 庭園や境内からの眺めの確認	----- 大徳寺－ 10





■エリアの景観形成の方針(「京都市景観計画(H27 年 12 月)」より)

紫野風致地区

- ・大徳寺及び今宮神社の境内地の濃い緑の保全とともに、大徳寺道の伝統的町家の家並み、今宮神社の東側門前で向かい合う名物のあぶり餅屋や南側門前の大徳寺等の豊かな緑が織りなす門前の景観に配慮する。

大徳寺周辺特別修景地域

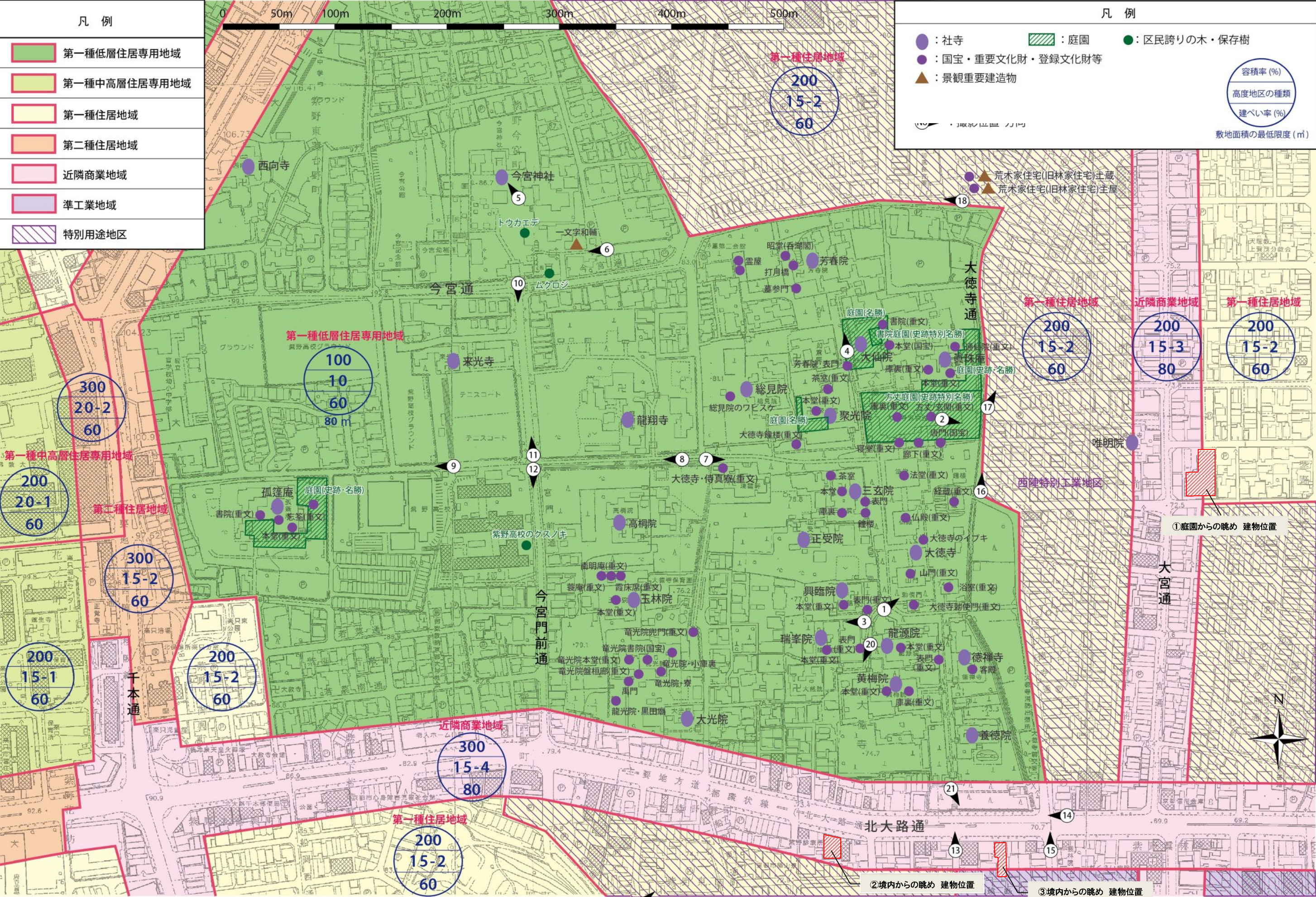
- ・大徳寺周辺では、大徳寺境内の緑と伝統的町家とが一体となった門前の景観を保全するため、建築物は、軒の連なりに配慮した和風外観を基調とする。
- ・今宮神社門前については、東の門前の名物餅屋一帯の景観を保全し、それより東の地区については生垣や樹木による修景や建物の和風基調による修景を行う。また、南門正面の参道では、和風外観による修景を行う。

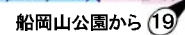
山並み背景型建造物修景地区 北山周辺

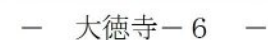
- ・北山周辺地域は、北山通と北大路通の間にあり、身近に北山と東山を眺望することができる閑静な住宅地である。このため、建築物は、背景の山並みに調和するよう、勾配屋根を設置するなど屋上のデザインと壁面の色彩等に配慮し、山並みと調和した落ち着いたある町並み景観の創出を図る。

沿道型美観形成地区 幹線地区 北大路

- ・西大路通及び北大路通は、昭和初期に中心市街地を囲む環状道路として計画された幹線道路である。特に、北大路通の沿道には、大徳寺や船岡山等の観光名所があり、西行すると左大文字を眺望することができる。このため、建築物は、外壁の位置を道路から後退し、夜間照明を工夫することにより賑わいのある歩行者空間の充実を図る。また、左大文字山の眺望を阻害することがないように、建築物の色彩や屋上景観等の整備に努め、良好な眺望や通りの景観の形成を図る。







1 大徳寺及び今宮神社

【大徳寺エリア】

① 現状



写真① 大徳寺山門（国指定重要文化財）



写真② 大徳寺方丈庭園（史跡特別名勝）



写真③ 大徳寺境内（瑞峯院）



写真④ 大徳寺境内（芳春院）



写真⑤ 今宮神社



写真⑥ 今宮神社東側参道
（両側にあぶり餅屋があり、
右側は景観重要建造物）

② 景観規制など適用制度の概要

＜文化財＞

大徳寺

国宝：大徳寺唐門
国指定重文：大徳寺法堂ほか 11 棟・鐘楼，大徳寺勅使門
国指定史跡：大徳寺方丈庭園
国指定特別名勝：大徳寺方丈庭園
市指定天然記念物：大徳寺のイブキ，総見院のワビスケ

大徳寺塔頭

国宝：大仙院本堂，竜光院書院
国指定重文：眞珠庵本堂・庫裏・通仙院，聚光院本堂・茶室，興臨院本堂・表門，瑞峯院本堂・表門，
龍源院本堂・表門，黄梅院本堂・庫裏，大仙院書院，
玉林院本堂・南明庵・茶室（袁庵、霞床席）・附 袁庵露地，竜光院本堂・盤桓廊・兜門，
孤蓬庵本堂（方丈）・書院及び忘室
国指定史跡：眞珠庵庭園，大仙院書院庭園，孤蓬庵庭園
国指定特別名勝：大仙院書院庭園
国指定名勝：眞珠庵庭園，大仙院庭園，聚光院庭園，孤蓬庵庭園
府指定文化財：竜光院小庫裏・寮・禹門・黒田廟，芳春院昭堂ほか6棟、徳禅寺客殿，三玄院ほか5棟

※特別名勝

国は、「名勝」のうち特に重要なものについては、「特別名勝」に指定している。特別名勝の指定件数は、全国で36件

＜景観重要建造物＞

一文字屋和輔

※景観重要建造物：

景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（建築物及び工作物）の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に重要なものについて、京都市長が当該建造物の所有者の意見を聴いて指定。

指定を受けた建造物には、所有者等の適正な管理義務のほか、増築や改築、外観等の変更には市長の許可が必要となるが、相続税に係る適正評価や、建造物の外観の修理・修景に係る補助制度を活用できる。

＜保存樹＞

今宮神社 ムクロジ

※保存樹

市民に親しまれている樹木又は樹木の集団を「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、保存樹として指定。現在指定しているものは、34件。（平成27年3月末時点）

保存樹に対しては、以下のような支援を行っている。

- ① 市民周知に向けた標識板の設置
- ② 保存樹の定期診断（実地調査、診断 衰退度が高い保存樹には処方箋の作成）
- ③ 樹勢回復等に係る費用の助成

＜区民誇りの木＞

今宮神社 トウカエデ，ムクロジ（保存樹にも指定）

※区民誇りの木

平成 11～12 年度にかけて次世代に伝えていきたい地域の古木，名木などを各区民の皆様から御推薦いただき，区民の代表者と専門家からなる委員会において審議を行い，872 件の樹木を選定。所有者に対する義務や助成制度はない。



ムクロジ



トウカエデ

2 境内の通りと参道

【大徳寺エリア】

① 現状	
	
写真⑦ 大徳寺境内地の東西の通り（東向き）	写真⑧ 大徳寺境内地の東西の通り（西向き）
	
写真⑨ 大徳寺境内地の東西の通り（西向き）	写真⑩ 船岡山に続く今宮神社の参道（今宮門前通 南向き）
	
写真⑪ 今宮門前通（北向き）	写真⑫ 今宮門前通（南向き）

② 景観規制など適用制度の概要
＜高度地区＞ 第一種低層住居専用地域である大徳寺及び今宮神社は10m高度地区を指定。 ＜風致地区＞ 紫野風致地区－第3種地域 ・主な規制内容 - 建築物の高さ:10m以下, 建ぺい率:40%以下, 外壁等の後退距離:道路側2m その他1.5m - 緑地の規模:20%以上 - 建築物の形態・意匠:屋根や軒, 外壁等について, 形状や材料等を細かく規定 ＜眺望空間創生条例に基づく眺望景観保全地域（船岡山公園からの「妙」, 「法」, 「船」）＞ 眺望空間保全区域 船岡山から視対象となる「妙」, 「法」, 「船」への眺望を遮らないように建築物等が超えてはならない標高を定める区域。（このエリアでは高度地区による規制の方が厳しい。） 近景デザイン保全区域 ・「妙」, 「法」, 「船」を視対象とし, 船岡山に「視点場」に指定し, 視点場から500mの範囲を近景デザイン保全区域に指定 ・「建築物等は, 船岡山公園から眺める「妙」, 「法」, 「船」の各しるし及びそれぞれの間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。」とし, 「建築物の屋根は, 勾配屋根とすること。」「塔屋を設けないこと。」「建築物等の各部は, 各しるし及びそれらの周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。」等の基準がある。

3 周辺の通り

【大徳寺エリア】

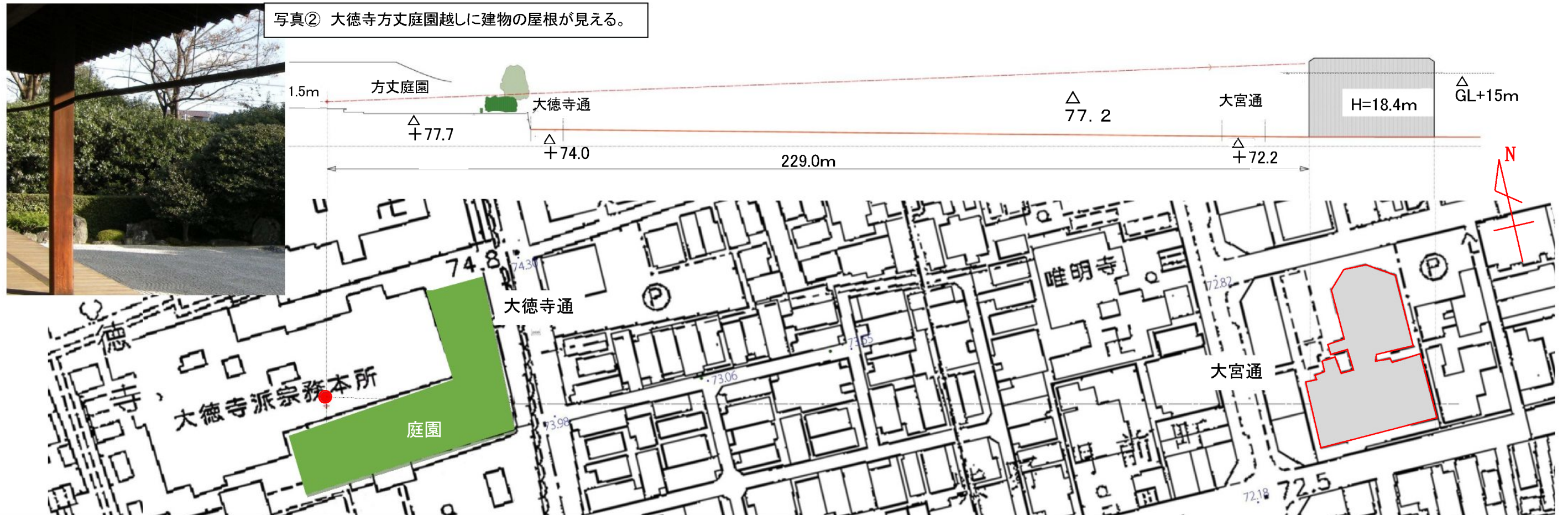
① 現状	
	
写真⑬ 北大路通から見た大徳寺入口（北向き）	写真⑭ 大徳寺通との交差点から見た北大路通（西向き）
	
写真⑮ 北大路通から見た大徳寺通（北向き）	写真⑯ 大徳寺通（北向き）（左側の大徳寺境内に方丈庭園）
	
写真⑰ 大徳寺通（北向き）	写真⑱ 今宮通（西向き）

② 景観規制など適用制度の概要
＜高度地区＞ 第一種低層住居専用地域である大徳寺や今宮神社を10mに，その周辺は北大路通を含めて15mを指定。 ＜景観地区＞ 沿道型美観形成地区（幹線地区） 北大路通沿道に指定 歴史的市街地内にあるが，土地利用上，中高層建築物が多く，京都にふさわしい新たなデザイン建築物を誘導することにより，良好な沿道の町並み景観の形成を図る地区。 ＜建造物修景地区＞ 山並み背景型建造物修景地区 風致地区周辺に指定 ・背景となる山並みの緑と調和した良好な市街地の景観の形成を必要とする地区。 ・高さ10m以下の建築物は届出が不要。  写真⑲ 船岡山から大徳寺を眺めると手前に北大路通沿道の建物が見える
③ 具体的方策案
・眺望景観創生条例を活用し，大徳寺の「境内の眺め」，「通りの眺め」の創生（保全及び創出）を図るための近景デザイン保全区域を指定する。

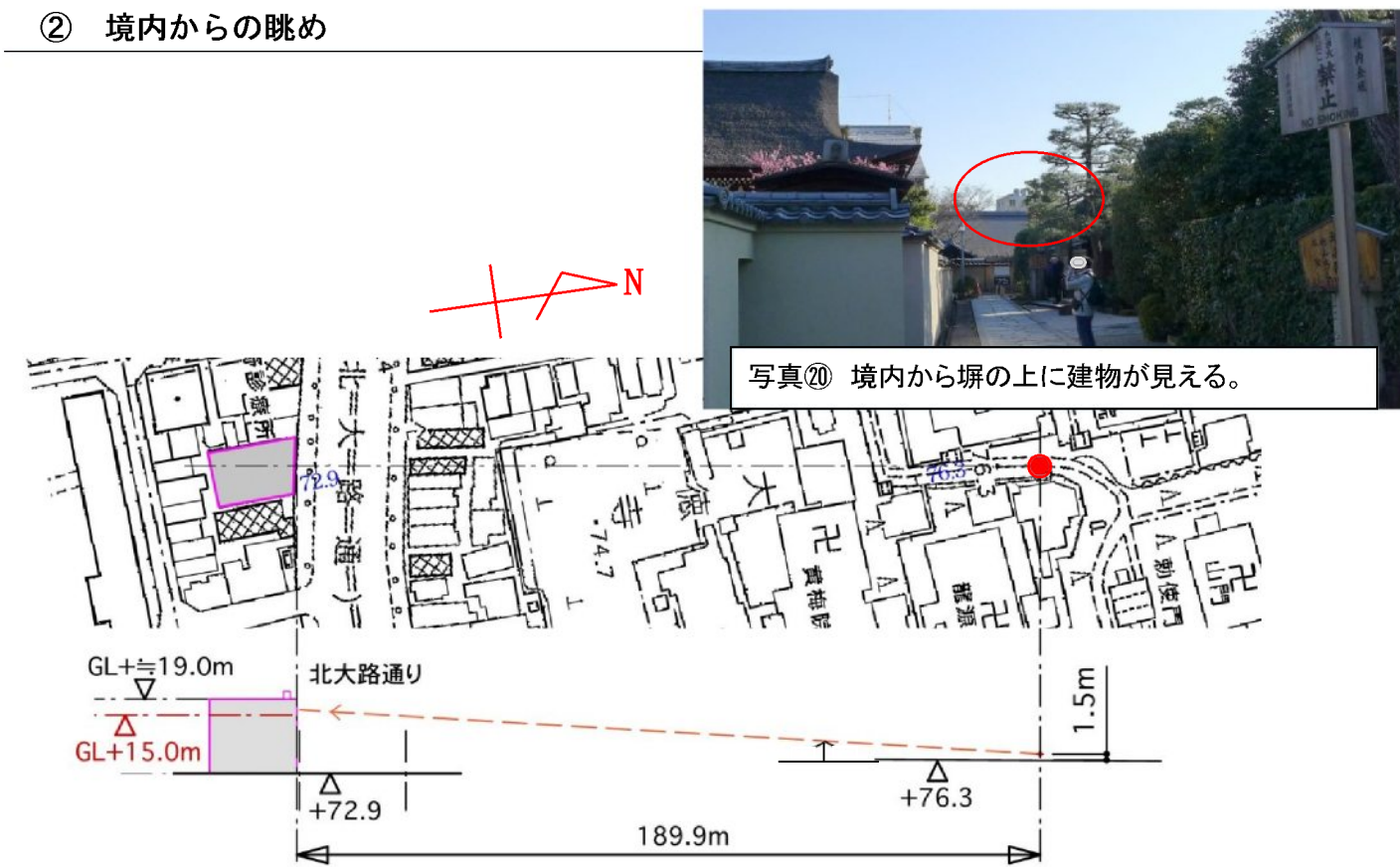
4 庭園や境内からの眺めの確認

【大徳寺エリア】

① 庭園からの眺め



② 境内からの眺め



③ 境内からの眺め

